

至 日
 年 26 年 活
 月 3 月
 日 日

大東亞戰爭關係一件
 大東亞大使會議關係

第
 卷

大東亞戰爭關係一件
 大東亞大使會議關係
 A
 7
 0
 0
 9-5

REEL No. A-1215

0457

大東亞人使義

大東亞人使義

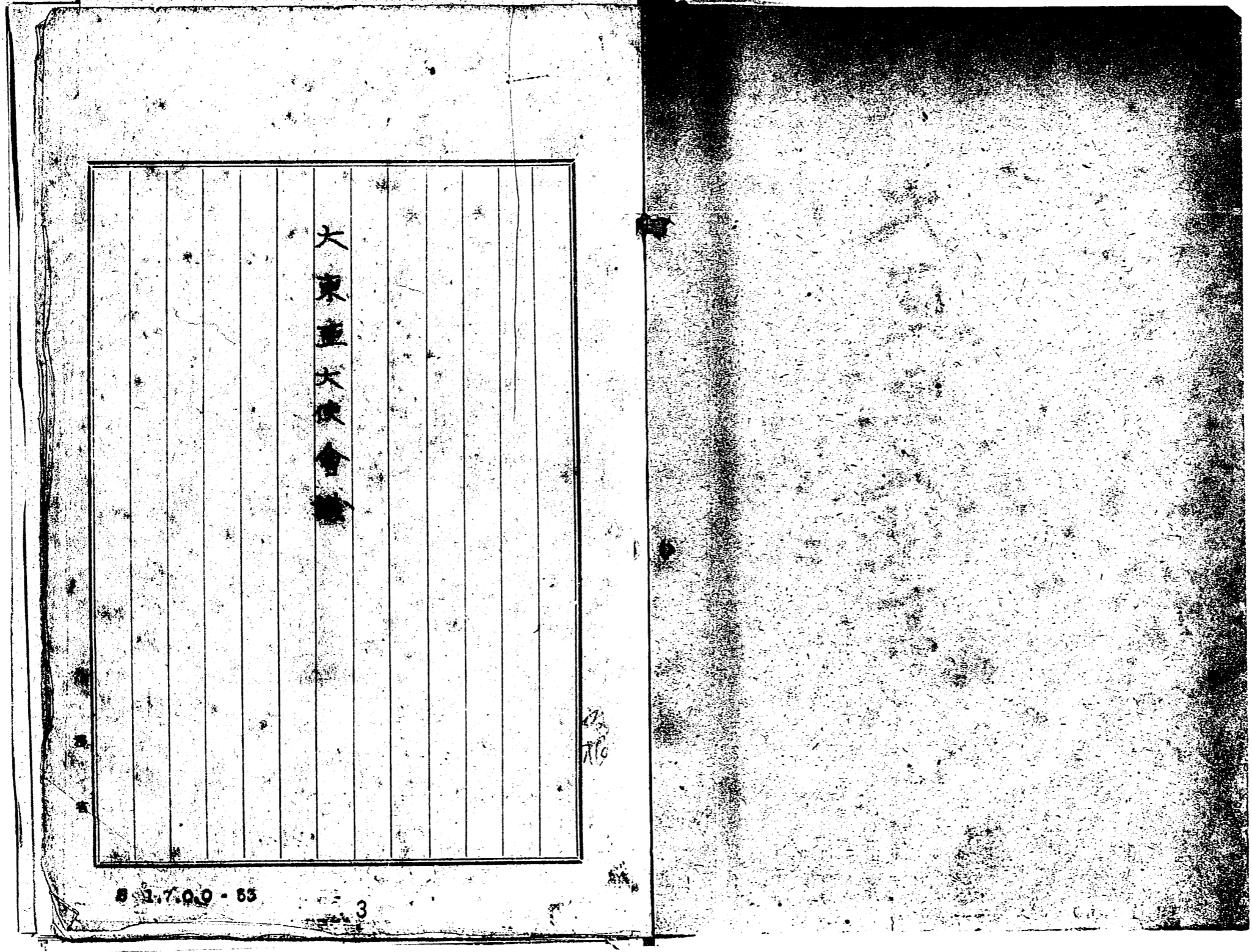
B 1.7.0.0 - 53

2

REEL No. A-1215

0455

アジア歴史資料センター



REEL No. A-1215

0455

アジア歴史資料センター

大東亞會議

目次

- 一、大東亞會議開催の経緯
- 二、大東亞會議の開催
- 三、大東亞會議共同声明の採擇
- 四、採擇の経緯
- 五、日本國代表採擇及會議代表の選定

1.7.00 - 63

4

20 - 0.0.7.1 - 2

REEL No. A-1215

0460

アジア歴史資料センター

一、大東亞大使會議開催ノ経緯

昭和十八年開催セラレタル大東亞會議ノ席上ニ於テ滿洲國代表ヨリ此ノ種會議開催方希望ニ答スル発言アリ當時各國代表ノ賛同アリタル處ナレバ、其ノ後急遽セル世界ノ情勢ハ、對立ニ並ニ及極端側暴走會議開催ニ對テ積極的ニ對敵攻勢ヲ展開シ、突敵段階ニ際スル大東亞ノ結果ヲ一層強固ナラシムル爲メ第二次大東亞會議開催方考慮セラレ最高戦争指導會議ノ議題トナリ昭和二十年三月十七日、回會議ニ於テ次ノ如ク決定セラレタリ、

第二次大東亞會議開催ニ関スル件

一、第二次大東亞會議開催ニ関スル件(別紙)附議セラレ外相

外 務 省

四六

五、大東亞會議開催ノ経緯
 一、大東亞會議開催ノ経緯
 二、大東亞會議開催ノ経緯
 三、大東亞會議開催ノ経緯
 四、大東亞會議開催ノ経緯

4

口ト必要ナリトノ結論ニ到達セリ。

(一) 首相ヨリ本会議ノ準備ハ総テ外相ノ手許ニ於テ行ヒ内保官
 廳ヨリ補助スルコト可然モト返心外相ニテ諒美ニ事務振構
 則ニテハ最高會議專事ノ外務省政務局長及大東三省總務
 局長ヲ加ヘ主査常局トシ適宜幹事補佐ヲヒテ補助セシム
 コトヲ提議ス、全員ノ諒美ヲ得タリ。

(二) 尚宿舎會議場等ニ付テハ同前ノ準備ヲ爲シ以テ
 招請セシ賓客ニ不快ヲ興ハセコトヲ所望ナリトノ意見出テ全
 員諒美セリ。

録

外務省

8 1.7.0.0 - 53

7

3

大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (一) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (五) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (六) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (七) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (八) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (九) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十一) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十二) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十三) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十四) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十五) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十六) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十七) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十八) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (十九) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十一) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十二) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十三) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十四) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十五) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十六) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十七) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十八) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (二十九) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十一) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十二) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十三) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十四) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十五) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十六) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十七) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十八) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (三十九) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十一) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十二) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十三) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十四) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十五) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十六) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十七) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十八) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (四十九) 大東三省總務局長及大東三省總務局長
 (五十) 大東三省總務局長及大東三省總務局長

8

8 1.7.0.0 - 53

支那軍ヲシテ、
 攻勢ヲシテ、
 (三) 陸軍部令、
 支那軍ノ、
 (一) 陸軍部令、
 (二) 陸軍部令、
 (三) 陸軍部令、
 (四) 陸軍部令、
 (五) 陸軍部令、
 (六) 陸軍部令、
 (七) 陸軍部令、
 (八) 陸軍部令、
 (九) 陸軍部令、
 (十) 陸軍部令、

別紙
 第二次大東亞會議開催ニ関スル件
 昭和三十年三月十六日
 最高戦争指導会議決定
 四月中旬ヨリ期ニテ東京ニ於テ第二次大東亞會議ヲ開催ス
 之カ爲至急準備ヲ爲スモノトス
 理由
 未ル可キ反極端側系若會議開催ニ對抗シ積極的ニ其攻撃性
 攻撃カラ展明スルト共ニ決然敵階ニ際スル大東亞ノ新秩序ヲ
 固シラモハルニ爲シ今般「ク」ヲ「ア」イ「ウ」オ「ニ」ニシテ
 トニテ第二次大東亞會議ヲ開催スルコトヲ決定シ、
 ト認メラル。

6

然レ其ノ後ノ戦局ハ進展ニ伴ヒ交通筋送問題ハ其ノ困難ヲ
 増シ来ルル爲、第二次大東亞會議開催ハ延期ノ止リナキニ至
 リ、三月二十九日開催セラレタル最高級指導者會議ニ於
 テハ次ノ如ク決定セラレタリ。

第二次大東亞會議開催ノ件

其ノ後果生ニタル情勢ニ依リ旅行ノ危険著シク増加シタルヲ
 以テ手配困難トナリタリニ付、會議開催ノ時期ハ三月二十九日大東亞
 會議ノモウ前々ヤ否ヤハ外相ニ於テ考慮スルニ付、決断ナシテハ
 タリ。

右會議ニ伴ヒ外務省及大東亞會議ニ於テ大東亞大使會議
 俾テ東京ニ精敏ノ準備ヲ着セタル次第ナリ。

イニテ其ノ後ノ戦局ハ進展ニ伴ヒ交通筋送問題ハ其ノ困難ヲ
 増シ来ルル爲、第二次大東亞會議開催ハ延期ノ止リナキニ至
 リ、三月二十九日開催セラレタル最高級指導者會議ニ於
 テハ次ノ如ク決定セラレタリ。

第二次大東亞會議開催ノ件

其ノ後果生ニタル情勢ニ依リ旅行ノ危険著シク増加シタルヲ
 以テ手配困難トナリタリニ付、會議開催ノ時期ハ三月二十九日大東亞
 會議ノモウ前々ヤ否ヤハ外相ニ於テ考慮スルニ付、決断ナシテハ
 タリ。

右會議ニ伴ヒ外務省及大東亞會議ニ於テ大東亞大使會議
 俾テ東京ニ精敏ノ準備ヲ着セタル次第ナリ。

右ニ依リ二十年四月二十日大東亞各國大使會議ヲ開催セリ。
 帝國政府側ヨリハ東御外相兼大東亞相トシテ、隨員トシテ外務省
 政務局長、大東亞省總務局長、陸軍省軍務局長、海軍省軍務
 局長、情報部第三部長、各國側ヨリハ五獨利國大使、英中韓
 氏國大使、ソビエト大使、グアタマラ大使、印度大使、トルコ
 大使以下隨員、外ニ隨行者トシテ海軍省軍務局長、印度大使、
 マルムルタイ氏等軍名出席ノ下ニ開會ス。

ニ、大使會議ノ開催

右ニ依リ二十年四月二十日大東亞各國大使會議ヲ開催セリ。
 帝國政府側ヨリハ東御外相兼大東亞相トシテ、隨員トシテ外務省
 政務局長、大東亞省總務局長、陸軍省軍務局長、海軍省軍務
 局長、情報部第三部長、各國側ヨリハ五獨利國大使、英中韓
 氏國大使、ソビエト大使、グアタマラ大使、印度大使、トルコ
 大使以下隨員、外ニ隨行者トシテ海軍省軍務局長、印度大使、
 マルムルタイ氏等軍名出席ノ下ニ開會ス。

一九一九年十一月三十日、凡爾サイ会議の結果、第一次世界大戦後の国際秩序を再建し、平和と協力を促進することを目的として、国際連盟が設立された。この連盟は、加盟国の間の紛争を平和的に解決し、戦争の防止に努めることを目指した。

連盟の主要な原則として、(一)主権の平等、(二)領土の不可侵、(三)人民の自決の原則、(四)紛争の平和的解決の原則が掲げられた。また、連盟は、加盟国に平和維持の義務を課し、必要に応じて武力行使を許すことも規定した。

しかし、この連盟は、第二次世界大戦の勃発によってその機能を失った。戦後、この連盟の原則は、国際法の発展に大きな影響を与え、現代の国際関係の基礎となっている。

8

凡爾サイ会議の結果、第一次世界大戦後の国際秩序を再建し、平和と協力を促進することを目的として、国際連盟が設立された。この連盟は、加盟国の間の紛争を平和的に解決し、戦争の防止に努めることを目指した。

連盟の主要な原則として、(一)主権の平等、(二)領土の不可侵、(三)人民の自決の原則、(四)紛争の平和的解決の原則が掲げられた。また、連盟は、加盟国に平和維持の義務を課し、必要に応じて武力行使を許すことも規定した。

しかし、この連盟は、第二次世界大戦の勃発によってその機能を失った。戦後、この連盟の原則は、国際法の発展に大きな影響を与え、現代の国際関係の基礎となっている。

之ヲ採択可決シ英二王允仰滿利ニ大使ヨリ歐ノ取扱階ニ鑑シ
 テ此種會談再完カノ要望程着カアリテ之モ異論ナシ可決最
 後ニ帝國政府代表ヨリ本會議ノ討論内容並ニ決定及決議通報方
 ニ関スル提議ヲナシタル處之モ亦滿場一致可決ニシタリ。然ルニ議決
 後、採擇ナシタルコトハ大東亞諸國が政治的結合カラ前進シ金融
 貿易、交通、海運等ノ實質的諸節面ニ於テ更ニ緊密性ヲ
 加重スル契機ヲ形成スベキ成果ヲ望ムベシトモト旨ト得ヘシ
 三、大使會議共同聲明ノ採択
 會議終了後同日、大使會議書記官ニ於テ次、如キ發表
 ツルニタリ

共同記者發表
 日本國外務大臣兼大東亞大臣並ニ在東滿州國、中華人民國、シ
 ルマ國、タイ國及フィリピン共和國各大使、本國政府、新聞、

此種會談再完カノ要望程着カアリテ之モ異論ナシ可決最
 後ニ帝國政府代表ヨリ本會議ノ討論内容並ニ決定及決議通報方
 ニ関スル提議ヲナシタル處之モ亦滿場一致可決ニシタリ。然ルニ議決
 後、採擇ナシタルコトハ大東亞諸國が政治的結合カラ前進シ金融
 貿易、交通、海運等ノ實質的諸節面ニ於テ更ニ緊密性ヲ
 加重スル契機ヲ形成スベキ成果ヲ望ムベシトモト旨ト得ヘシ

大東亞各國ハ米英ノ能クナク侵略ニ對シテ相持ヘテ大東亞ヲ兼英ノ
 根柢ヨリ解放シ、英ノ自存自衛ヲ全クセシガ爲メ凡ク是レヲ克服シ
 了共同戦争ノ完遂ニ邁進シ今日ニ及ベリ、
 然ルニ米英ハ強カク以テ中立諸國ヲ圧迫シテ之ヲ激怒シ、其ノ快
 名ヲ他國ノ解放ニ藉リテ英ノ勢力範囲ノ擴大ト内政干渉トトシ
 ニシ、更ニ敵對スル諸國ニ對シテハ國家ノ獨立民族生存ノ基礎ハ
 素ヨリ英ノ固有ノ文化ヲ抹殺セント企圖シテソマリ、米英ガ今日地
 懷シツアル英ノ戦後計畫ナルモノハ凡ク政治的粉飾ニ拘ラズ專
 ラ強カク基礎トシテ自己ノ欲スル秩序ヲ強制保護セントスルニシテ
 米英ハ國際政治ヲ其ノ專制下ニ置キ、恣ニ全世界ヲ警察家ニ爲ラン
 トシ、又世界經濟ヲ其ノ壟斷下ニ以テ帝國主義的世界支配ヲ愈々
 恒久化セシメテ其ノ策ニツマリ、斯カラざる余、各國各民族ハ其ノ生存

137 68-0011

共同聲明

大東亞各國ハ米英ノ能クナク侵略ニ對シテ相持ヘテ大東亞ヲ兼英ノ
 根柢ヨリ解放シ、英ノ自存自衛ヲ全クセシガ爲メ凡ク是レヲ克服シ
 了共同戦争ノ完遂ニ邁進シ今日ニ及ベリ、
 然ルニ米英ハ強カク以テ中立諸國ヲ圧迫シテ之ヲ激怒シ、其ノ快
 名ヲ他國ノ解放ニ藉リテ英ノ勢力範囲ノ擴大ト内政干渉トトシ
 ニシ、更ニ敵對スル諸國ニ對シテハ國家ノ獨立民族生存ノ基礎ハ
 素ヨリ英ノ固有ノ文化ヲ抹殺セント企圖シテソマリ、米英ガ今日地
 懷シツアル英ノ戦後計畫ナルモノハ凡ク政治的粉飾ニ拘ラズ專
 ラ強カク基礎トシテ自己ノ欲スル秩序ヲ強制保護セントスルニシテ
 米英ハ國際政治ヲ其ノ專制下ニ置キ、恣ニ全世界ヲ警察家ニ爲ラン
 トシ、又世界經濟ヲ其ノ壟斷下ニ以テ帝國主義的世界支配ヲ愈々
 恒久化セシメテ其ノ策ニツマリ、斯カラざる余、各國各民族ハ其ノ生存

6 1.7.0.0 - 53 14

ト等東トノ爲公正並均等ノ地傳保種セラトス、特々大東亞民
 族ニ對シテハ依然トモテ偏見ニ異別觀ヲ遺棄セラズ、
 彼我ノ戰爭目的ニ於テハ決定的相違ハ實ニ米英カ斯ル不正ナル
 國際秩序ヲ欲ス、遂ニ維持維持セんとス、大東亞ノ會同ハ真
 カニ專制、排外、排他ヲ排除シ、彼等正業ヲ基調トス、
 大東亞各國ハ實ニ大同世界ヲ發シ、大東亞各國ノ利益ヲ
 圖明セヨカ、今キ米英、俄カニ依リ國際正義ト入類、福祉トカ全ク
 蹂躪セラトシトモツクヤ、
 此ニ共同ノ戰爭目的ニ基テ、
 ア中外ニ明ナラセム、一方ニ阻止破壞セんとス、米英ノ非難ニ對シテハ、
 彼等迄矣、總ガソ、
 新ニ聲明セシトス、

野入トシテ、
 米英ハ國際秩序ヲ其ノ專制ニシテ、
 大東亞各國ノ利益ヲ蹂躪セヨカ、
 今キ米英、俄カニ依リ國際正義ト入類、福祉トカ全ク
 蹂躪セラトシトモツクヤ、
 此ニ共同ノ戰爭目的ニ基テ、
 ア中外ニ明ナラセム、一方ニ阻止破壞セんとス、米英ノ非難ニ對シテハ、
 彼等迄矣、總ガソ、
 新ニ聲明セシトス、

一、國際秩序確立ノ根本的基礎ヲ政治的平等、経済的互惠及國
 有文化尊重ノ原則トシテ、人權等ニ基キ一切ノ差別ヲ撤去シ、親
 和協力ヲ發揚スルニ共ニ努力スルノ理念ニ置クベシ
 二、國ノ大小ノ向ハズ政治的ニ平等ノ地位ヲ保障セラシ、且其ノ向上
 發展ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラレバ、政治形態ハ各國ニ從ハレ
 所ニ所ニ從ヒ、他國ノ干渉ヲ受ケルコトナカルベシ
 三、植民地的地位ニ在リ諸民族ヲ解放シテ各々其ノ所ヲ得モシ、
 俟ニ人類文明ノ進展ニ寄与スベシトシテ、極力之
 四、資源、通商、國際交通ノ發達ヲ俾テ、相互協力ヲ
 圖リ、以テ世界ニ於テハ經濟上、不均等ヲ匡正シ、各民族ノ
 創意ト勤勞トノ即意ニシテ經濟的繁榮ノ著進化ヲ圖ル
 べシ
 五、各國文化ノ傳統ヲ相互ニ尊重ストシテ、文化交流ニ依リ、國際

一、國際秩序確立ノ根本的基礎ヲ政治的平等、経済的互惠及國
 有文化尊重ノ原則トシテ、人權等ニ基キ一切ノ差別ヲ撤去シ、親
 和協力ヲ發揚スルニ共ニ努力スルノ理念ニ置クベシ
 二、國ノ大小ノ向ハズ政治的ニ平等ノ地位ヲ保障セラシ、且其ノ向上
 發展ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラレバ、政治形態ハ各國ニ從ハレ
 所ニ所ニ從ヒ、他國ノ干渉ヲ受ケルコトナカルベシ
 三、植民地的地位ニ在リ諸民族ヲ解放シテ各々其ノ所ヲ得モシ、
 俟ニ人類文明ノ進展ニ寄与スベシトシテ、極力之
 四、資源、通商、國際交通ノ發達ヲ俾テ、相互協力ヲ
 圖リ、以テ世界ニ於テハ經濟上、不均等ヲ匡正シ、各民族ノ
 創意ト勤勞トノ即意ニシテ經濟的繁榮ノ著進化ヲ圖ル
 べシ
 五、各國文化ノ傳統ヲ相互ニ尊重ストシテ、文化交流ニ依リ、國際

114

親和並ニ人類ノ發展ヲ促進スベシ

六、不脅威、不侵略ノ原則ノ下、他國ノ脅威トナルニテ軍備ヲ排除
シ、且通商上ノ障害ヲ除去シ武力ヲ依ルハ國ヨリ、經濟的ノ手段
ニ依ル他國ノ壓迫、乃至排擠ヲ防止スベシ

七、安全保障機構ニ付テハ、大國ノ專斷並ニ全世界ニ亘リ劃一
的方法ヲ避ケ、實情ニ即シテ地方的安全保障ノ作用ヲ主トシ、
トシ、身勇ノ世界的保障機構ヲ併用スル秩序ヲ樹立シ且不斷
ニ進展スル世界各級ノ情勢ニ即應シ、國際秩序ヲ平和的
ニ改善スルノ方法ヲ措クベシ

2.7.0.0-53

17

外 務 省

115

一、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 二、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 三、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 四、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 五、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 六、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 七、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 八、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 九、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ
 十、國境外ノ軍事上ノ利害關係ヲ調整スルニ

2.7.0.0-53

18

五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

四、按釋、諸決議

第一印度支那諸國ノ独立宛、東支様ニ列スル決議

大東亞共同宣言ノ本旨ニ鑑ミ先般独立ヲ宣言セシ母南滿、ハカン
 州、シベリヤ、トルシ、アラバニ國カ連ニ其ノ欲スル形態ニ於テ新國家
 トモテ、實ラ完成シ大東亞ノ有力ナル一翼トモテ相俟ニ共同理
 想實現ニ邁進セシムコトヲ切望ス

第二東印度ノ獨立達成支様ニ列スル決議

大東亞共同宣言ノ本旨ニ鑑ミ東印度民族ガ其ノ不撓ノ努力ト
 日本側ノ好意的支援トニ依リ速ニ獨立準備ヲ完了シ以テ其ノ
 獨立ノ宿望ヲ達成スルニ至ランコトヲ切望ス

外務省

第四印度假政府へ本會議、討論内容並決定及決議
 通報方ニ関スル決議
 印度ノ解放ハ大東亞ノ共同ノ関心事ニシテ大東亞各國ハ之カ爲自由印
 度假政府ニ依リ行ハル居ノ關多ノ有ラニテ方法ツ以テ支拂セリコト
 ヲ欲スニ依リ本會議ニ於テハ討論内容並ニ本會議ニ於テ採択セラ
 レル決定及決議ヲ同政府ニ通報シ其ノ賛同ヲ勸奨ス

外務省

印度ノ解放ハ大東亞ノ共同ノ関心事ニシテ大東亞各國ハ之カ爲自由印
 度假政府ニ依リ行ハル居ノ關多ノ有ラニテ方法ツ以テ支拂セリコト
 ヲ欲スニ依リ本會議ニ於テハ討論内容並ニ本會議ニ於テ採択セラ
 レル決定及決議ヲ同政府ニ通報シ其ノ賛同ヲ勸奨ス

五、日本國代史撰述及各國代史所見要旨
 東部外情撰述要旨
 今大東亞戰爭ノ原因、殊ニ其ノ歴史的ノ根本原因ハ民族ノ
 ナリ東洋側ノ外情ニヨリテモ、外情ナラズモ、
 争カ東亞ノ全國家全民族トシテ、
 ノテ、即チ帝國ノ肉ミテ、
 此種ニ應ジテ、
 近只勝々、
 大東亞ノ諸國、
 争ノ極點、
 ルニテ、
 度トノ完成、

81 88 = 0.0.7.8

五、日本國代史撰述及各國代史所見要旨
 東部外情撰述要旨
 今大東亞戰爭ノ原因、殊ニ其ノ歴史的ノ根本原因ハ民族ノ
 ナリ東洋側ノ外情ニヨリテモ、外情ナラズモ、
 争カ東亞ノ全國家全民族トシテ、
 ノテ、即チ帝國ノ肉ミテ、
 此種ニ應ジテ、
 近只勝々、
 大東亞ノ諸國、
 争ノ極點、
 ルニテ、
 度トノ完成、

2.7.0.0 - 53 20

米が能く水産の生産の盛んなこと
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見

の安定を確保し以て世界に平和を
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見
... 米の生産は水産の生産に次ぐものと見

REEL No. A-1215

敵然動敵の挑戦に應ずるの止むなきに至つた遠征の事情は同戦
 の前後帝國外交の衝に當つて居つた私の熟知して居る所である
 以上述べた所のものは、要するに今次大東亞戦争の原因殊に其
 の歴史的の根本動因が東辺に在るかを示すものに外ならないの
 であると共に、この戦争が東東の全國家、全民族にとつて持つ所
 の意義誠に大なるものあるを示すものと思ふ。即ち帝國に突し
 ては自存自衛の爲めの戦であり、且眞に止むを得ざる挑戦に意
 した戦である故に、この戦は帝國の興衰を賭して最後迄只勝ち
 抜くあるのみであつて、この事は一億國民の不動の信念となつて居
 るのである。而して帝國新野の旺盛なる戦意は帝國の戦争自
 的の正しきことを確信するが故に益々上にも勇揚せらるるやうである
 この帝國の自存自衛の戦は東亞の破壊に於て之れを見れば、
 東亞十億の諸國民、諸民族の解放の爲ると爲らざるやうに分岐具

敵然動敵の挑戦に應ずるの止むなきに至つた遠征の事情は同戦
 の前後帝國外交の衝に當つて居つた私の熟知して居る所である
 以上述べた所のものは、要するに今次大東亞戦争の原因殊に其
 の歴史的の根本動因が東辺に在るかを示すものに外ならないの
 であると共に、この戦争が東東の全國家、全民族にとつて持つ所
 の意義誠に大なるものあるを示すものと思ふ。即ち帝國に突し
 ては自存自衛の爲めの戦であり、且眞に止むを得ざる挑戦に意
 した戦である故に、この戦は帝國の興衰を賭して最後迄只勝ち
 抜くあるのみであつて、この事は一億國民の不動の信念となつて居
 るのである。而して帝國新野の旺盛なる戦意は帝國の戦争自
 的の正しきことを確信するが故に益々上にも勇揚せらるるやうである
 この帝國の自存自衛の戦は東亞の破壊に於て之れを見れば、
 東亞十億の諸國民、諸民族の解放の爲ると爲らざるやうに分岐具

巨り米英の軍事基地を設け兵力を駐屯し、堅固的軍事力量を以て國際警察隊を獨占的且忠に引受けんとするものであり、經濟的には重要資源、國際交通を獨占的に支配し、國際金融及通商を米英の独占に委ねしむる爲、國際協力に名を藉りて米英に依る世界經濟の壟斷を制度化し、殖民地擄取及後進國抑壓に依るのみ維持し得べし米英の獨占的壟斷の現状を永續化せんとするものである。更に政治的方面に於いては所謂「民主主義」を標榜し平等を口にする米英の意圖が大體による國際政治の壟斷にあることはその標榜による國際安全保障機構に於て極めて明瞭である。即ち彼等の安全保障とは主として米英の考案に基くものである。米英兩國がその不正不義に基く壟斷の現状を勢力を以て維持維持せんとするものであり、彼等の平和維持とは人權差別、殖民地擄取を指導原理として出發するものであり、現状を變更せん

米英の軍事基地を設け兵力を駐屯し、堅固的軍事力量を以て國際警察隊を獨占的且忠に引受けんとするものであり、經濟的には重要資源、國際交通を獨占的に支配し、國際金融及通商を米英の独占に委ねしむる爲、國際協力に名を藉りて米英に依る世界經濟の壟斷を制度化し、殖民地擄取及後進國抑壓に依るのみ維持し得べし米英の獨占的壟斷の現状を永續化せんとするものである。更に政治的方面に於いては所謂「民主主義」を標榜し平等を口にする米英の意圖が大體による國際政治の壟斷にあることはその標榜による國際安全保障機構に於て極めて明瞭である。即ち彼等の安全保障とは主として米英の考案に基くものである。米英兩國がその不正不義に基く壟斷の現状を勢力を以て維持維持せんとするものであり、彼等の平和維持とは人權差別、殖民地擄取を指導原理として出發するものであり、現状を變更せん

とする企畫は理由の如何を問はず總て之を擧げせんとするもの
 である。此の故の野望が明白となつて来るに伴ひ、彼等は彼等の
 戦力を拮集して此の戦争を完遂せんとする。隆平不勳の決意を
 一層強固ならしむると共に米英側の野望の露見に對して、廣く
 協同大東亞各國共同の信念に發足する事、此の正なる。世界平和
 確立に關する原則を闡明すること、此の第一に當つて居る。此
 先彼米各國政府間に協議が行はれて來つた次第であるが、本
 議會に於て之が具體化を促進したいと存する次第である。

8 1.7.0.0 - 53

26

此の故の野望が明白となつて来るに伴ひ、彼等は彼等の
 戦力を拮集して此の戦争を完遂せんとする。隆平不勳の決意を
 一層強固ならしむると共に米英側の野望の露見に對して、廣く
 協同大東亞各國共同の信念に發足する事、此の正なる。世界平和
 確立に關する原則を闡明すること、此の第一に當つて居る。此
 先彼米各國政府間に協議が行はれて來つた次第であるが、本
 議會に於て之が具體化を促進したいと存する次第である。

8 1.7.0.0 - 53

26

米英帝國主義が侵略の魔手を東亞に伸ばして以來その禍を最
 初に蒙つたのは故に中華民族である。
 阿片戦争以來その手数は益々露骨となりその野望は愈々大
 大しその経済的侵略の害毒は更に深刻して参つて居るのである
 國父孫中山先生は曾て「民族主義」「大アジア主義」及び「國權伸
 張」の三つをその非望を痛烈に説明された。米英の對華
 侵略的程若より解放せられぬ限り吾が中國は永遠に殖民地
 的地位に陥らぬを得ないのである。然し乍ら近世米英の歴
 史に於ては米英帝國主義者の圧迫蹂躪に對する東亞各國の
 抗争は既に明白なる民族抗争の史實を現出して居るので
 ある。然るに米英帝國主義者は一面その物量と勢を以て其の
 力を恃み他面その金融資本の常套手段を用て居るのである。

中國大漢所見要旨

米英帝國主義が侵略の魔手を東亞に伸ばして以來その禍を最
 初に蒙つたのは故に中華民族である。
 阿片戦争以來その手数は益々露骨となりその野望は愈々大
 大しその経済的侵略の害毒は更に深刻して参つて居るのである
 國父孫中山先生は曾て「民族主義」「大アジア主義」及び「國權伸
 張」の三つをその非望を痛烈に説明された。米英の對華
 侵略的程若より解放せられぬ限り吾が中國は永遠に殖民地
 的地位に陥らぬを得ないのである。然し乍ら近世米英の歴
 史に於ては米英帝國主義者の圧迫蹂躪に對する東亞各國の
 抗争は既に明白なる民族抗争の史實を現出して居るので
 ある。然るに米英帝國主義者は一面その物量と勢を以て其の
 力を恃み他面その金融資本の常套手段を用て居るのである。

大東亞戦争は、吾々に對し大東亞戦争ニ於ては、履行諸國と曰す
 共苦、同生共死すべきことを明示せられた。吾々は、大東亞戦争の定
 と大東亞諸民族解放の爲め故汪主席の遺志に對し終始餘らぬとい
 である。

大東亞戦争は大東亞諸民族が、米英の侵略に奮抗する正義の戦で
 あると同時に大東亞民族自衛の戦ひである。中國に對し、
 ならば米英百年來の東洋の執權せんとする神聖なる解放戦
 である。吾々は一面中國の更生獨立自主を求め、他面大東亞十億民族
 の自由平等を闘う人とするものである。

吾々は一昨年の大東亞共同宣言とその五原則に基いて、益々奮闘を
 深密にし、大東亞の協力を集結し、以て大東亞戦争を貫徹し、大東亞
 族として眞價の解放を得せしめ、以て世界平和の和を達成し、公
 明正大なる世界新秩序を建設すべしとすることを第一とする。

故汪主席は曾て吾々に對し大東亞戦争ニ於ては、履行諸國と曰す
 共苦、同生共死すべきことを明示せられた。吾々は、大東亞戦争の定
 と大東亞諸民族解放の爲め故汪主席の遺志に對し終始餘らぬとい
 である。

大東亞戦争は大東亞諸民族が、米英の侵略に奮抗する正義の戦で
 あると同時に大東亞民族自衛の戦ひである。中國に對し、
 ならば米英百年來の東洋の執權せんとする神聖なる解放戦
 である。吾々は一面中國の更生獨立自主を求め、他面大東亞十億民族
 の自由平等を闘う人とするものである。

吾々は一昨年の大東亞共同宣言とその五原則に基いて、益々奮闘を
 深密にし、大東亞の協力を集結し、以て大東亞戦争を貫徹し、大東亞
 族として眞價の解放を得せしめ、以て世界平和の和を達成し、公
 明正大なる世界新秩序を建設すべしとすることを第一とする。

東亞の天地は由來我が大東亞民族祖先の地であり、有史以來既に
 六十有餘年を閱し自給自足の生活を築き善隣友好相
 通じて参つたのである、此れが我々民族の榮光は各期間は永年に亘り平
 和を享受して来た。
 然るに米英兩國は遠く海洋を越えてその一毫を伸ばし、我々の
 防禦の備へなきに乘じ權を率ゐて来寇し忽ち島嶼を自據
 し深く内地に侵略を企圖するに至つた。そして我同胞の生命を見
 ること恰も土芥の如く我が膏血を搾り愚蒙無道の限りを盡し、我
 か十億の民衆を蹂躪して参つたのである。
 日本帝國は茲に此の元兇を夏席せんと彼は大東亞民族の爲に闘つ
 てこられた先達國策であつて今日の大東亞民族の伸張たるはあり
 がたく、大東亞民族の伸張たるはありがたく、大東亞民族の伸張たるはあり

滿洲國大使所見要旨

東亞の天地は由來我が大東亞民族祖先の地であり、有史以來既に
 六十有餘年を閱し自給自足の生活を築き善隣友好相
 通じて参つたのである、此れが我々民族の榮光は各期間は永年に亘り平
 和を享受して来た。
 然るに米英兩國は遠く海洋を越えてその一毫を伸ばし、我々の
 防禦の備へなきに乘じ權を率ゐて来寇し忽ち島嶼を自據
 し深く内地に侵略を企圖するに至つた。そして我同胞の生命を見
 ること恰も土芥の如く我が膏血を搾り愚蒙無道の限りを盡し、我
 か十億の民衆を蹂躪して参つたのである。
 日本帝國は茲に此の元兇を夏席せんと彼は大東亞民族の爲に闘つ
 てこられた先達國策であつて今日の大東亞民族の伸張たるはあり
 がたく、大東亞民族の伸張たるはありがたく、大東亞民族の伸張たるはあり

日本は明治維新以來其の國權の間にあつてよく其の野望を盡
 破し、これを備ふるところかあつた
 されば内政外交軍事等々急遽なる整備をなし日清戦争におい
 ては清に勝ち次いで露國を屈伏せしめ、
 世界の強國に列したうである。其のゆゑか其の東洋に列強は日清
 早くも之を嫉視するに至つたりである。これに倣つて米英は一層其
 の野望を逞しく却て大いに其東洋に重圧をかけるに至り、十億の民
 衆はその極端に呻吟したうである。
 日本は善隣の敵を以て、其の道義精神を基とし、其の徳と仁
 義の徳を盡し、其の心を大に伸張せざるを得ない。
 其の海は自ら大なる海軍を有して居るが、其の海軍の強さは
 かつて、既に其の道義精神に於ては、其の徳と仁義の徳を盡し、
 其の心を大に伸張せざるを得ない。

1.7.0.0 - 53

31

日本は明治維新以來其の國權の間にあつてよく其の野望を盡
 破し、これを備ふるところかあつた
 されば内政外交軍事等々急遽なる整備をなし日清戦争におい
 ては清に勝ち次いで露國を屈伏せしめ、
 世界の強國に列したうである。其のゆゑか其の東洋に列強は日清
 早くも之を嫉視するに至つたりである。これに倣つて米英は一層其
 の野望を逞しく却て大いに其東洋に重圧をかけるに至り、十億の民
 衆はその極端に呻吟したうである。
 日本は善隣の敵を以て、其の道義精神を基とし、其の徳と仁
 義の徳を盡し、其の心を大に伸張せざるを得ない。
 其の海は自ら大なる海軍を有して居るが、其の海軍の強さは
 かつて、既に其の道義精神に於ては、其の徳と仁義の徳を盡し、
 其の心を大に伸張せざるを得ない。

1.7.0.0 - 53

31

日本は何時までも東洋の覇権を握ることを期すものと見做すべし。其の爲めには、日本は東洋の諸國に對して、常に優越的地位を占むべきであらう。日本は東洋の諸國に對して、常に優越的地位を占むべきであらう。日本は東洋の諸國に對して、常に優越的地位を占むべきであらう。

1.7.0.0 - 53

ぬところである。
 我か大東亞に於ては一昨年十一月の大東亞會議に於て決定された大東亞宣言の五大原則は以來十半年の年月にも拘らず各國の誠意と熱情によつて相當の成果を示しつつあることは洵に御同慶に堪はぬ。
 今回の大会は前回の大会に増し更に一層と親密の度を加ふるものである。
 然して大東亞宣言こそは我ら大東亞民族の金科玉律であり、これに反し敵米英の戰爭目的及戦後擬定なるものは我か正義に敵するものではない。
 大東亞戰爭勃発に當り我皇帝陛下は滿日の西面國境を死守存し断じて脅かすことなしと仰せられたが、無謀民はこの脅かすを奉禮し野心勃勃に異り凡そ我々の心を苦しめんとす

1.7.0.0 - 53

1. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

2. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

3. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

4. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

5. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

6. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

7. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

8. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

9. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

10. 日本は、東洋の中心地として、その地位を固く保ち、その利益を伸張し、その勢力を拡大し、その影響を及ぼすことを期す。

産力の増強を圖つて考つて居るのである。それが爲め、農工業は日々

興隆し、農産物も亦近年天恵により大量作を見所請、大東亜の主要

的基地としての役割を我滿洲國は充分果して居るやうである。

我國はこの重大使命に鑑み、各關税の重要使命を鑑み、各關

と共に一層奮闘努力せんことを誓ふものである。

外務省

此の生きたるが二死するかの間に於て東洋の前途の歩く道は唯一
 つあるのみであり、それは吾人の先達にして寛容と謙意とを
 常に吾人に示されし日本の先達に従ふ事なのである。
 東洋諸國は生れながらにして独立であり、自國の獨立を棄つるの
 みるはず他國の獨立に對しては充分の敬意を表するものであり、
 東洋の歴史を繪けば吾人は互に關つた歴史はあつて、諸國の
 獨立を破壊し、一國を他國の永久的奴隸と化するが如き思想は
 アジアにとつては外來思想であり、アジア諸國は此の犠牲となり
 事實多くの東洋諸國が獨立を失ひ又相當期間他國に隷屬せし
 められたのが多々あるのである。然し私は有るべき思想として
 「ジャバ、ジャワ、スマタラ、マラヤ」がその著社會契約の中に於て如何
 なる者と雖も他人の上に永久に君世し得る如き權力を有し

要請大使所見報告
 此の生きたるが二死するかの間に於て東洋の前途の歩く道は唯一
 つあるのみであり、それは吾人の先達にして寛容と謙意とを
 常に吾人に示されし日本の先達に従ふ事なのである。
 東洋諸國は生れながらにして獨立であり、自國の獨立を棄つるの
 みるはず他國の獨立に對しては充分の敬意を表するものであり、
 東洋の歴史を繪けば吾人は互に關つた歴史はあつて、諸國の
 獨立を破壊し、一國を他國の永久的奴隸と化するが如き思想は
 アジアにとつては外來思想であり、アジア諸國は此の犠牲となり
 事實多くの東洋諸國が獨立を失ひ又相當期間他國に隷屬せし
 められたのが多々あるのである。然し私は有るべき思想として
 「ジャバ、ジャワ、スマタラ、マラヤ」がその著社會契約の中に於て如何
 なる者と雖も他人の上に永久に君世し得る如き權力を有し

明治二十年三月、日清戦争の戦果を以て、
 遼東半島の遼陽を占領し、遼陽を以て遼東の中心とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。
 遼陽は遼東の中心地にして、遼東の政治的、
 経済的、文化的中心地にして、遼東の中心地とす。

且つ此の光榮あり且清神なるマリアの土地から極北地の色粉及銀
 屑の肉俵を一掃し、初して吾人の敵討して其の目的は正業
 運進義に則して居ること及正業運進義の義務を定からしむること
 を知らしむべきである。
 多不爾氏は常に日多不爾兩國は同じ運命を有し、故に吾人を信じて
 リ、此は其安んずして、當然のことなるのである。今八百九十一年
 夏外、其の歩の進行中に英蘭、佛、米の各國が下州攻撃を
 し、數日間の砲戦。後右四國は日本に攻撃を爲すの反動を起す
 うであるか、之れより半年後に今、同様の事件が、手裏に現
 りである。
 今八百九十一年に佛蘭西軍艦がバニコウラに擧力せ、以て侵入せしむる上二
 百萬フランの支拂を強要し、佛艦に金を擧げしむる行く光景は
 當時ラタイ人の觀察に燒き付られて居り、彼等は其を以て復

此の席上特に東印度の住民一性音噴々たる名譽と文化を証
 はれたるにこれ尙ち半世紀に亘りて外蘭の支配下に呻吟し、苦悶
 反撥の歴史を繰返したる東印度住民の事を言及致すのである。
 今度大東亞戦争の結果和蘭及東蘭が同地域より追放され長年の念
 願漸く成就したるに付け彼等の喜び如何計りなむや故著大東亞の
 開港としてその象徴と十分感ずることか出来る。
 大日本帝國政府に當りては昨年九月七日當時の總理大臣小磯内閣
 平が辺り將來に於て東印度の獨立を許すべし旨約束せられたる。この確
 約と共に東印度住民は臺灣なる雄辯と大度とを以て日本の善隣たる島嶼
 の激勵と援助の下に主權回復の軍期完成を期し一途にその準備に邁
 進し來たつた。

此國大東亞見聞
 私に此の席上特に東印度の住民一性音噴々たる名譽と文化を証
 はれたるにこれ尙ち半世紀に亘りて外蘭の支配下に呻吟し、苦悶
 反撥の歴史を繰返したる東印度住民の事を言及致すのである。
 今度大東亞戦争の結果和蘭及東蘭が同地域より追放され長年の念
 願漸く成就したるに付け彼等の喜び如何計りなむや故著大東亞の
 開港としてその象徴と十分感ずることか出来る。
 大日本帝國政府に當りては昨年九月七日當時の總理大臣小磯内閣
 平が辺り將來に於て東印度の獨立を許すべし旨約束せられたる。この確
 約と共に東印度住民は臺灣なる雄辯と大度とを以て日本の善隣たる島嶼
 の激勵と援助の下に主權回復の軍期完成を期し一途にその準備に邁
 進し來たつた。

外 省

「フレイリピン」最初の住民は、昔、南太平洋の「マラウ」トム島から「ヒヤガ」
 及び「スマイト」から渡来せしものである。昔は、南太平洋の「ヒヤガ」
 から渡来せしものである。昔は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。

島であつて、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。昔は、南太平洋の「ヒヤガ」
 から渡来せしものである。昔は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 「フレイリピン」の住民は、その文化を、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。
 現代において、その文化は、南太平洋の「ヒヤガ」から渡来せしものである。

Handwritten text in vertical columns, likely a page from a manuscript or ledger.

Handwritten text in vertical columns, likely a page from a manuscript or ledger.

